

令和 7 年度

人権に関する学習をすすめるために

令和 8 年 3 月

愛 知 県 教 育 委 員 会

愛知人権ファンクション委員会

は じ め に

愛知県では、2022年4月に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権尊重の社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、2024年3月に策定した「あいち人権推進プラン」に沿って、県民一人ひとりの人権意識を高め、社会全体で多様性を受け入れる環境を整えるための施策を展開しています。

しかしながら、現代社会においても、性別、障害、国籍、宗教などの違いに基づく差別や偏見は依然として存在し、その解消に向けた不断の努力が求められています。特に、子供や高齢者、LGBTQ+コミュニティ、外国人労働者など、社会的に弱い立場にある人々が、経済的困難や社会的孤立により人権を十分に享受できない状況も見受けられます。こうした課題に対応するため、支援体制の強化と個別ニーズに応じた柔軟な対応が不可欠です。

近年は、インターネット上での誹謗中傷や差別的言動など、デジタル空間における人権侵害が深刻化しており、情報モラル教育や啓発活動の充実が急務となっています。また、外国人県民の増加に伴い、教育、就労、生活支援の分野で多言語対応や地域との共生を進めることも重要な課題です。本県では、外国人支援として、防災情報の多言語化や災害時の情報共有体制の構築、医療機関での通訳派遣「あいち医療通訳システム」の普及、行政・生活情報のやさしい日本語化、労働関係法令の周知や就労・起業支援、さらに外国人の子どもの就学機会確保など、具体的な取組を進めています。

本県では、昨年度に引き続き、人権教育の指導的立場にある方々の資質向上を目的とした研修会を実施するとともに、教材・教具の開発や地域実践事業の支援を進めてまいりました。本冊子には、各市町村や関係団体における取組事例を掲載し、人権教育推進の参考としていただける内容を収録しています。

各市町村の生涯学習・社会教育関係職員等の皆様におかれましては、本冊子を入権教育の推進に御活用いただくとともに、公民館や社会教育施設等で開催される講座や研修会などで広く共有いただければ幸いです。愛知県内の全ての住民及び事業所が人権課題の解決に向けて取り組むことが求められており、関係市町村や関係者の皆様の御協力は極めて重要です。今後も皆様と共に、より良い人権尊重の社会を築くため、取組を進めてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

2026(令和8)年3月

愛知県教育委員会あいちの学び推進課長
長坂 昌彦

「人権を大切にすること」

第43回全国中学生人権作文コンテスト中央大会において内閣総理大臣賞を受賞した「悪口」という作文が目にとまった（裏面に全文掲載）。本作文の筆者は、友達数人と他愛のない話で盛り上がっている中で、その場にいない一人の友達の話になりました。そしてその友達への不満から、どんどん悪口へとエスカレートしていきます。そのうち一人の子が「やめようや」といってみんなの悪口を制しました。その場では盛り上がっていた空気を壊された不満が強かった筆者でしたが、後にそれは「ゆがんだ仲間意識」であったこと、そして「いじめ」であったことに気づき、取り返しのつかない自分の軽率な行動を深く反省した経験が綴られていました。この作文を読み終えて私は、一人の中学生が勇気を振り絞って、私たち大人に警鐘を与えてくれたのだと、恥ずかしさとともに気の引き締まる思いがしました。

ネット環境では、匿名での誹謗中傷、批判と攻撃をはき違えた感情的な文言が飛び交っています。またスポーツ界では、国際試合における相手チームへの敵意むき出しのブーイングが当たり前になっています。さらにSNS上では「排外主義」が広がり、国民の不安を過度に煽っています。しかし「正しさ」は社会によって異なるのでしょうか。国によってそんなに違うものなのでしょうか。人間である以上だれもが争いを嫌い、平和を願うはずです。

「多様性を認める」の言葉の裏には「人権を保障する」という前提が存在します。人はそもそも多様であり、それを認めすぎると社会構造に不具合が生じることから、法律上、制度上で認める度合いが変化してきているという歴史があります。2016年に「人権三法」が相次いで施行されたのは、その変化する歴史の象徴と言えるでしょう。しかし私たちは、「今は多様性の時代だよね。人それぞれだよね」を言い訳にして、他人を理解することを避けていないでしょうか。「みんながどうでもいい」という無関心、無理解になってはいないでしょうか。

愛知人権ファンクション委員会は、毎年県内の2市町村に人権教育推進の事業を委託しています。そしてその成果を本報告書や4地区での講演会を通して普及、啓発しています。本年度は刈谷市人権教育推進実行委員会から「かりや産業まつり」における親子向けの人権クイズ、ゲームを通して人権問題の理解を深める実践に、そして蟹江町人権教育推進実行委員会から町のイベント「生涯学習フェスティバル」のプログラムとしてLGBTQをテーマとした講演会の実施と小中学生を対象にしたインターネットの人権問題をテーマとした授業実践にお取り組みいただきました。県民のみなさんに人権教育について関心をもっていただきたい、人権についていっしょに考える機会にしたいという両委員会の思いが込められていると感じます。そしてその思いが両市町の児童生徒、そして関わった人々に人権という視点で社会を見つめるきっかけとなったと感じました。

だれもが知っている人権の大切さ。しかしそれを知っているだけでは人権が保障された社会を創造することはできません。たとえ小さな一歩でも人権を大切に行動することの意義を本冊子から感じていただければ幸いです。

令和8年3月

愛知人権ファンクション委員会委員長
伊藤 亮

第43回全国中学生人権作文コンテスト中央大会
(主催 法務省、全国人権擁護委員連合会)

内閣総理大臣賞受賞作品 「悪口」

京都府 亀岡市立育親学園 8年寺竹 瑠音 (てらたけ るね)

悪口を言って人を傷つけてしまったことがある。その時の記憶がときどき顔を出して私の心をざわざわさせる。

その日、遊ぶ約束をして集まった友達数人と夏休みの宿題の進捗状況や、最近ハマっている推しの話など、たわいのない話で盛り上がっていた。そのうち話題は部活動や学校の話へと移っていき一人の友達の話になった。私もたまたまその子で困っていることがあったのでつい話に乗ってしまった。始めのうちはただの相談会のような雰囲気だったのだが、その子のせいで困っていることや腹が立ったことなどを話すうちに、みんなの気持ちが昂ってしまったのだろう、話はどんどんエスカレートし、悪口に発展してしまった。私も、大して気になっていなかったことに対しても「わかるわかる。」と共感してしまっていた。そのうちに、私たちの会話を聞いていた一人の子が、「やめようや。」と言って私たちを止めてくれた。その瞬間、何とも言えない気まずい空気が流れ、私はしばらく何も言えなかった。振り返ってみると、この時の私には盛り上がっていた空気を壊されたという不満の気持ちの方が強かったのではないと思う。その後、私たちが言ってしまった悪口が本人の知るところとなり、深く傷つけてしまった。「ばれなければいい。」という考えのもと無責任な発言をし、それを共有することで生まれる連帯感。そんなゆがんだ仲間意識は実は「いじめ」なのだというのにこの時の私は気づいていなかった。

集団生活の中では、日々いろんなことがある。当然自分と合わないなと感じる人も出てくるし、考え方の違いや意見が行き違うこともある。そんな不満がつい悪口という形で出てしまうことは、正直誰にでもあるのではないと思う。しかし、私たちが間違っていたのは、一人の子を「ねた」にして「悪口」という行為を楽しんでしまったこと。そして、もし自分が「悪口」を言われている側だったらという想像力が欠けていたことだ。本人のいないところでの中傷は「いじめ」だ。

私には、その場の空気に流されて深く考えずに行動してしまう弱いところがある。私自身、過去に冷たい言葉を吐かれて傷ついた経験があるのに、「悪口」を言う自分を止めることができなかった。あの時、相手の気持ちを考えなかったこと、そして、第三者が止めてくれなかったら「悪口」はもっとエスカレートしたかもしれない——そう考えると、自分の軽率な行動がますます許せなくなる。一度吐いてしまった言葉は二度と取り消すことはできない。深く反省し、友人にも謝罪をした。友人は、謝罪を受け入れてくれたが、友人との関係は元どおりというわけにはいかず、小さなしこりが残ったままだ。

「空気を読む」という言葉がある。その場の空気を敏感に察知してうまく行動することだ。反対に「空気が読めない」ことを揶揄する言葉「KY」という言葉も生まれた。ノリが悪かったり、場の盛り上がりに参加しなかったり、時には「正義」さえも茶化してしまう言葉だ。この言葉のせいにするつもりはないが、この「空気を読む」ということに私たちはものすごく敏感で、縛られているような気がする。「空気の読めない子と思われたくない。」そんなマイナス

の感情が行動にも表れてしまっているように思うのだ。あの時、悪口を止めてくれた子は、あの瞬間、私たちの中では「KY」だった。「せっかく盛り上がっているのに自分だけいい子ぶって…」と。けれど、陰口を止めてくれた子にとって「やめようや。」の一言がどれだけ勇気が必要とする行動だったのかということが今ならわかるし、素直にすごいなと思う。

今年の夏休みはパリオリンピックが開かれ多くの日本人選手の活躍が連日報じられた。一方で、負けた選手の言動に対して多くの誹謗中傷がSNS上に書き込まれるというマイナス面も取り上げられた。このニュースを聞いて、なぜ頑張った選手に対して嫌な言葉を浴びせるのか。匿名であることを利用して悪意ある言葉を書き込むなんて卑怯だと腹が立った。しかし、その一方で、私がやったことも本質的にはこの人たちと同じなのではないかということにも気づいた。本人のいないところで悪口を言う、「ばれなければいい。」という点でこの卑怯な人たちと同じではないかと。

もし、あの日に戻れるとしたら「直接本人に言ったら？」という一言が言えるだろうか。あの日から一年。傷つけた友人と何のわだかまりもなく会話ができるようになるまでの時間は、私自身の弱い部分や課題と向き合う時間だと思っている。この後悔を二度と繰り返さないよう、自分の言葉には責任を持ち、相手の立場に立って考えられる人になりたいと強く思っている。

目 次

(ページ)

第1部 愛知県の人権に関する取組	1
------------------	---

Ⅰ 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言	1
----------------------	---

Ⅱ 「あいち人権推進プラン」の策定	1
-------------------	---

Ⅲ 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」	6
---------------------	---

第2部 令和7年度 愛知人権ファンクション委員会の取組	8
-----------------------------	---

＝活動報告＝

Ⅰ 刈谷市人権教育推進実行委員会	13
------------------	----

Ⅱ 蟹江町人権教育推進実行委員会	17
------------------	----

第3部 令和7年度 市町村における人権教育・啓発に関する主な実践事業	21
------------------------------------	----

<第1部> 愛知県の人権に関する取組

I 「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言

平成9年12月5日

人権尊重の愛知県を目指して

基本的人権の尊重は、我が国憲法の基本理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることが平和で幸福な社会をつくる礎です。

しかしながら、今なお、人権に関しては、依然として様々な問題が論議されています。

人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくるためには、行政はもとより県民一人ひとりのたゆまぬ努力が必要です。

本年は、日本国憲法及び地方自治法施行50周年の節目の年でもあります。

そこで、改めて人権の大切さを認識し、人権が尊重される郷土愛知の実現を目指して、県民とともに、なお一層の努力をしていくことをここに宣言します。

人権推進課 ホームページより引用

II 「あいち人権推進プラン」の策定

令和6年3月策定

I はじめに

1 プラン策定の背景

基本的人権は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。SDGs（持続可能な開発目標）といった国際的潮流や国内での制度・政策上の取組もあり、人々の人権問題に対する認知度や多様性を受け入れる姿勢は高まりつつあります。しかし、真の理解に基づいて人権が尊重されているかどうかは危うく、具体的な場での差別意識は残っていると思われます。そこで、2022（令和4）年4月に制定した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、さらには、日本国憲法や国際人権諸条約にもさかのぼりながら、ますます進む情報化社会において県民が無防備な人権侵害に晒されたり、取り残されることのないよう、また、県民が様々な人権課題に関する情報にアクセスすることを可能とし、人権擁護について身近に感じられる環境を整えるため、「あいち人権推進プラン」（以下、「本プラン」という）を策定することとしました。

2 プラン策定の基本的事項

（1）趣旨

2022（令和4）年に施行した「愛知県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本プランを策定しました。

（2）位置づけ

本プランは、人権尊重の社会づくりに関する本県の基本的な考え方や取組方針を示した指針としての性格と、本県が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせ持つものです。

また、人権尊重の社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要です。そのため、国、県、市町村、県民、企業等事業所、NPO、大学など、様々な活動主体の役割を示すとともに、こうした全ての主体が人権尊重の社会づくりを実践する上で参考となるプランとしました。

(3) 計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間

(4) 策定方法

本プランの策定にあたり、愛知県人権施策推進審議会で専門的な意見を伺うとともに、様々な県民の声を幅広くお聴きするため、関係団体へのヒアリングや人権啓発キャラバンによるワークショップなどを行いました。

II プラン策定にあたっての基本的な考え方

1 人権尊重の社会づくりに対する基本的な考え方

- (1) 継続的な取組の推進と新たな問題への対応
- (2) 個人の尊厳の確保と共生社会の実現
- (3) 多種多様な取組の推進
- (4) 県民の主体的な参加の促進
- (5) 人権尊重の視点に立った行政の推進

2 プラン策定の基本的な考え方

(1) 基本目標

相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり

(2) プランの対象者

2023（令和5）年4月1日現在、本県には747.5万人の方々が生きているほか、通勤や通学などで本県に滞在し、活動している方もいます（本プランにおいて、以下、「県民」という）。その中には、人権課題を抱えている方もいれば、そうでない方もいます。今、人権課題を抱えていないと思っていても、将来、抱える可能性があったり、実際に抱えていても気づいていない方もいるかもしれません。また、人権に関する課題の解消は、社会全体で取り組んでいかなければならないことから、本プランでは、全ての県民及び県内の事業者を対象と考えていきます。

(3) 施策目標

①あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり【包括性】

人権課題の解消に向けては、まず、人々の人権意識の向上を図り、包括的に人権侵害の未然防止を図っていかねばなりません。人権意識の向上は、人権啓発・教育によって人の深部に働きかける必要があります。国や市町村はもちろん、企業等事業所、NPOなどの民間団体等とも協力しながら、地域社会等へ働きかけていきます。また、人権に関する相談に的確に対応するとともに、関係機関との連携を図ることにより、あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくりをしていきます。

②一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応【多様性】

人権課題は多岐にわたり、課題がちがっていても共通した面がある一方で、課題ごとの個別性もあります。また、同じ人権課題であっても、一人一人、程度に差が

あったり、考え方のちがいによって、どのような対応を求めるかも様々です。こうした一人一人のニーズに応じた対応は、障害者の分野では合理的配慮という言葉で表されますが、それ以外のあらゆる人権課題においても求められます。また、近年、注目されているインターネットによる人権侵害や性的少数者、ヤングケアラーといった課題のほか、遺伝情報・ゲノム情報による差別といった新たな人権課題が次々に可視化されてきています。このように、人権課題も当事者のニーズも多様であることを踏まえ、一人一人に寄り添いながら対応していきます。

③交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり【交差性】

被差別部落の女性や障害のある高齢者、性的少数者の外国人など、人権課題が交差している場合には、分野ごとの限定した枠組だけではなかなか解決できません。また、人権課題に対応する各機関や支援者においては、単独では対応し切れない場合があります。一方で、人権課題を抱える人たちは、分野は異なっていますが、経験の類縁性によって、つながりが生まれる可能性があります。したがって、人権課題を抱える当事者同士も、人権課題に対応する各機関や支援者も、交差する人権課題を踏まえ、相互に認め合いながら、支え合っているような連携協働の関係づくりを行っていきます。

Ⅲ 推進施策

1 あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり

(1) 愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等

人権条例の普及啓発の推進、人権施策の総合的かつ計画的な推進

(2) 人権教育・啓発の推進

社会／学校等／企業等事業所における人権教育・啓発の推進、特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

(3) 相談支援体制等の充実

人権に関する総合的な相談窓口の充実、相談機関等の情報提供の充実

(4) 幅広い意見の把握

人権に関する県民意識調査の充実、愛知県人権施策推進審議会の開催、県民との意見交換

(5) 市町村に対する働きかけ

市町村が行う人権施策への支援等、人権施策に関する計画等の策定の促進

2 一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応

(1) インターネットによる人権侵害

教育・啓発活動の推進、安全なインターネット環境の普及促進、モニタリングの推進、誹謗中傷等の被害者支援、他自治体と連携した取組の推進

(2) 外国人

多文化共生への理解促進、地域日本語教育推進体制づくり、教育機会の確保とキャリア教育の促進、暮らしを支える体制の強化、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の推進等

(3) 部落差別

部落差別に対する理解の促進、学校教育での取組の推進、教育・啓発実施主体の連携・協力、隣保館活動の充実、就職・結婚等における差別の防止、えせ同和行為の排除の推進等

(4) 性的少数者

安心して暮らせる環境づくり、企業等事業所の取組の推進、若者に向けた支援、ライフステージごとの課題への対応、県の事務事業における配慮

(5) 子ども

子どもの権利条約の普及啓発、いじめ対策等の推進、児童虐待防止の推進、青少年の健全育成の推進、ヤングケアラー支援の充実、被害を受けた子どもたちへの対策の推進、子育て支援の充実

(6) 女性

男女共同参画の理解の促進、女性に対する暴力の根絶、生涯を通じた健康づくりの支援、就業環境の整備・女性への就業支援、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(7) 高齢者

自立促進と社会参加活動の推進、総合的な保健福祉サービスの推進、雇用・就機会の確保、認知症対策の推進、高齢者虐待防止の推進

(8) 障害者

障害者差別解消の推進、あらゆる分野の活動への参加の推進、障害者虐待防止推進特別支援教育の充実、発達障害のある人／精神障害のある人に対する支援の充実、優生手術を受けた方に対する補償及び優生保護に係る人権問題に対する理解促進等

(9) 感染症患者等

ハンセン病回復者、H I V感染者、肝炎患者、新型コロナウイルス感染患者

(10) 犯罪被害者等

犯罪被害者等に対する理解の促進、途切れることのない支援の充実、性犯罪・暴力被害者支援

(11) ホームレス

ホームレスに対する理解の促進、自立支援、ホームレスを生まない環境整備

(12) 様々な人権課題への対応

3 交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり

(1) 人権課題における交差性の理解促進

交差性によって人権課題を捉える意義及び複雑かつ深刻であることの理解促進

(2) 当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり

分野や立場を超えた当事者等が連携・協働できる関係づくりの促進

(3) 交差する人権課題への対応

県の関係部局等が連携した支援及び施策の実施、国や市町村等との連携強化

IV プランの推進に向けて

1 期待する役割

本県においては、広域的な人権施策の実施、様々な主体との連携・協働の推進、国への要望、市町村への支援などを行っていきませんが、人権尊重の社会づくりにおける様々な活動

主 体	役 割
国	人権侵害行為の防止や人権侵害による被害者を救済するための制度の確立、県や市町村が人権施策を推進するために必要な財源措置など
市町村	地域の実情に応じたきめ細かな人権啓発活動、住民に対する情報提供や相談対応など
その他の公的機関	各機関の専門性に応じ、行政や民間団体等と連携した取組など
NPOなどの民間団体等	NPOなどの民間団体は、各団体独自のノウハウや情報の蓄積、公的機関では築けないネットワークの構築、地域のニーズを的確に把握した活動など。また、労働団体は、労働者に対して人権啓発を行うとともに、労働者の人権を守ること
企業等事業所	労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守のほか、事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策へ協力すること
県民	家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力すること
大学	学生に対する啓発や活動支援、研究機関として行政や民間団体等への支援、各人権分野での人材の育成など
学校（小・中・高等学校） 幼稚園・保育所等	幼児児童生徒一人一人が互いにちがいを認め、相手を尊重して人間関係をつくる教育活動、発達段階に応じた人権教育など

主体に対して、次の役割を期待します。

2 プランの進行管理と適切な見直し

本プランに掲げる施策の実施状況について、「愛知県人権施策推進審議会」において評価を受けることとし、その結果を毎年度公表します。また、実施状況のほか、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、本プランの内容について検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

3 実施状況の公表

県民に対して、人権施策の実施状況を明らかにするとともに、本県の取組を周知し、全国に広めていくため、「あいち人権施策年次レポート」を作成し、公表します。また、本県の取組をウェブページに掲載するだけでなく、SNS などを使って積極的に情報提供することにより、取組を広く知らせるとともに、施策の効果があまり出ていない人権課題については、重点的に県民の意見等を伺い、改善に努めます。

人権推進課発行 「あいち人権推進プラン 概要版」より引用

2022年
4月1日

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」

が施行されました。

相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりを進めましょう。

条例の概要

この条例は、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、**全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的**に、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めています。

人権尊重の社会づくり

基本計画の策定

女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者など人権を巡る様々な重要課題に対応するための基本計画を定め、総合的かつ計画的に人権施策を推進します。

相談体制の整備

人権に関する相談窓口を設置するなど、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう体制を整備します。

インターネット上の
誹謗中傷等の
未然防止及び被害者支援

本邦外出身者に対する
不当な差別的言動の
解消に向けた取組の推進

部落差別の解消
に向けた取組の推進

性的指向及び性自認の
多様性についての
理解の増進等

条例の詳しい内容については、愛知県人権推進課Webページをご覧ください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>



県民・事業者のみなさまへ

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、また、事業者がその事業活動を行うにあたっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努め、県が実施する人権施策にご協力いただきますようお願いいたします。

2022年10月1日施行（第9条～第12条）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、公共の場所（県の区域内の道路・公園、広場等）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動（行進・示威運動など）が行われたと認めるときは、その概要を公表する場合があります。【第10条】

本邦外出身者に対する不当な差別的言動

本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条】



問合せ：愛知県県民文化局人権推進課
電話：052-954-6167

愛知県人権尊重の社会づくり条例 (2022年4月1日一部施行・同年10月1日全部施行)

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。こうした理念の下に、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる社会を実現することは、県民の願いである。

本県は、これまで、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定し、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する教育及び啓発を推進するとともに、愛知県男女共同参画推進条例、愛知県子どもを虐待から守る条例、愛知県障害者差別解消推進条例などを制定するほか、人権に関する課題に取り組んできた。

しかしながら、今なお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めること等により、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、人権施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第3条 県は、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

第1節 基本計画等

(基本計画)

第6条 県は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

第7条 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 人権施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第8条 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛知県人権施策推進審議会（第11条及び第12条において「審議会」という。）の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第9条 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第10条 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(相談体制の整備)

第11条 県は、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする。

第2節 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等の未然防止及び被害者支援

第12条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意しつつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等（インターネットを利用した情報の発信で、誹謗(ひぼう)中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるものをいう。次号において同じ。）を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策

二 インターネット上の誹謗(ひぼう)中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策

第3節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進(啓発等)

第13条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）

第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。以下同じ。）の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする。

(公の施設に関する指針)

第14条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。

(公表)

第15条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、表現活動（県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行進、示威運動その他の手段による表現行為をいう。以下同じ。）で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

第16条 知事は、前項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう留意しなければならない。

(審議会からの意見聴取等)

第17条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出があったとき又は行われたおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該申出に係る表現活動が行われたことその他当該申出に係る表現行為の内容が明らかでないとき又は当該申出に係る表現行為が本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動に該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

一 本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか。

二 前号の表現活動が行われたと認められる場合にあっては、前条第1項ただし書に規定するときに該当するかどうか。

三 前条第1項ただし書に規定するときに該当しないと認められる場合にあっては、同項の規定による公表の内容

第18条 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないこととしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について知事に意見を述べることができる。

(審議会の調査審議の手続)

第19条 審議会は、知事又は前条第1項の規定により調査審議の対象となっている表現行為に係る同項の申出をした者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査をすることができ。

第20条 審議会は、前項の表現行為を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

第21条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査をさせることができる。

(適用上の注意)

第22条 この節の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

第4節 部落差別の解消に向けた取組の推進

第23条 県は、情報化の進展により部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、地域の実情に応じ、部落差別に関する問題についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする。

第24条 県は、性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

第25条 県は、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。）の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

第26条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

第3章 愛知県人権施策推進審議会

第27条 この条例の規定によりその権限に属せられた事項を行わせ、及び知事の諮問に応じ人権施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第28条 審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

第29条 審議会は、委員12人以内で組織する。

第30条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

第31条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第32条 委員は、再任されることができる。

第33条 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第34条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条から第12条まで、次項及び附則第4項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

第35条 第10条から第12条までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われた表現行為について適用する。

第36条 この条例の施行の際に県が人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定している人権施策に関する基本的な計画（人権教育・啓発に関する愛知県行動計画）は、第5条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

〔第4項 略〕

＜第2部＞ 令和7年度 愛知人権ファンクション委員会の取組

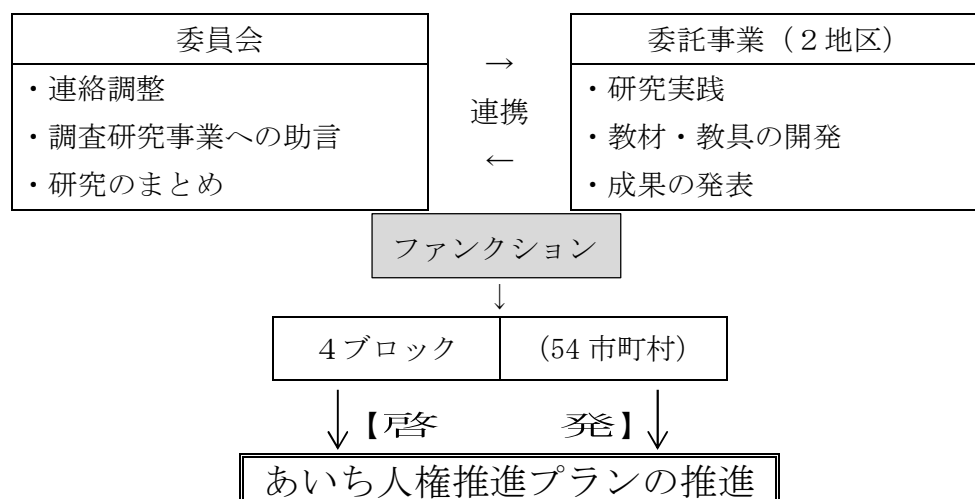
1 趣旨

愛知県では、平成13年2月に策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現」を目指した取組を推進してきた。しかし、あいち人権推進プランに掲げてある「人権教育・啓発」の推進や「重要課題への対応」は多岐にわたり、常に時代の要請や個別のニーズに応じた実践的な施策の実施が必要である。

本委員会では平成16年度から21年度まで文部科学省の委託を受け、県内4ブロックから各1市町村にモデル事業を委託し、「特色ある人権に関する学習機会の充実方策等についての実践的な調査研究」に取り組んだ。そして、本事業で制作した「人権教育推進のための教材・教具」を、人権教育・啓発推進のための学習機会が充実するように県内へ配布するとともに、あいちの学び推進課HPへ掲載し、普及を図ってきた。

平成22年度からはこれまでの事業の成果を継承し、更に発展させるために、県事業として「愛知人権教育推進のための調査研究委託事業」を2市町村実行委員会に委託し、調査研究事業を実施している。

しかし、多種多様化している人権課題に対して、更なる体験プログラム作りの必要性を強く感じている。そこで、今後も新しい視点での教材・教具の開発を目指すとともに、その普及・啓発活動の中で、他機関・団体等と連携して、人権尊重社会「人権愛知」の実現を目指していきたい。



2 委員会構成・人数

委員長1名（学識経験者）・副委員長1名（公民館関係者）・委員14名（教育委員会関係者10名、モデル事業関係者4名） 合計16名

3 委員会開催回数（3回）

○第1回委員会（令和7年6月6日開催）

- ・令和7年度の計画
- ・令和7年度の人権教育推進について

○第2回委員会（令和7年8月5日開催）

- ・研修会① 講話

演題 「部落差別を知り、社会を問い直す人権教育」

講師 伊藤 亮 氏（愛知人権ファンクション委員会委員長）

- ・研修会② 実践発表 令和6年度委託2市町（安城市・常滑市）の発表

○第3回委員会（令和8年2月6日開催）

- ・令和7年度研究のまとめ
- ・令和8年度の計画

4 研修事業

愛知県教育委員会主催人権教育指導者研修会中央研修会（開発教材・教具の紹介）

（前期）令和7年9月5日、9月12日

（後期）令和8年1月16日、1月20日

【中央研修会で紹介した実践活動】

実施団体	研究テーマ
安城市人権教育推進実行委員会	「人権かるた作成と人権かるた大会の実施 —楽しみながら人権を学ぶ—」
常滑市中高生人権教育実行委員会	「中高生に向けた人権講演会の実施」 —これって自分のこと？インターネット人権侵害—

5 その他（成果の普及・啓発方策等）

- (1) 「人権に関する学習をすすめるために」の冊子を各市町村へ配布し、市町村における人権教育・啓発事業推進の一助とした。
- (2) 調査研究委託事業で作成した教材は、あいちの学び推進課のHPに情報登録をするとともに、あいち人権センターに提供し、貸出し教材として活用促進を図っている。

【資料】

平成16年度～平成21年度 文部科学省委託事業「人権教育推進のための調査研究事業」作成教材

	タイトル	作成者	年度
1	人権学習教具 パワーポイント 「いろいろな人権問題」vol1	津島市人権教育調査研究委員会	H16
2	ほうらいの人権絵本	鳳来町人権教育推進協議会	
3	子どもの人権啓発ビデオ 「はばたけ地球の子どもたち」	瀬戸市ビデオ教材制作委員会	
4	たかはま市子ども市民憲章絵本 「わたしはね…」	高浜市子ども市民憲章普及啓発委員会	
5	美しい話を絵本にしよう 「子どもの手作り絵本」	鳳来町人権教育推進協議会	H17
6	人権教育教材ビデオ 「君の勇気を待っている」	知多地区人権教育教材製作委員会	
7	人権学習教具 パワーポイント 「いろいろな人権問題」(障害者の人権)	津島市人権教育調査研究委員会	
8	たかはま市子ども市民憲章 大人向け啓発書「おとなもね…」	たかはま市子ども市民憲章普及啓発委員会	
9	人権教育推進のための調査研究事業	小坂井人権ファンクション委員会	H18
10	人権大型紙芝居「なかなかおり」	知立市人権紙芝居制作委員会	
11	「モモタロー・ノー・リターン」	北名古屋市女性の会男女共同参画委員会	
12	人権学習教具収録CD 「いろいろな人権問題」ハンセン病と人権	津島市人権教育調査研究委員会	
13	人権人形劇「いいとこみつけた」	知立市人権紙芝居制作委員会	H19
14	人権教育DVD教材 「i f…～勇気を出して～」	小坂井人権ファンクション委員会	
15	男女共同参画啓発劇 「モモタロー・ノー・リターン」	北名古屋市女性の会男女共同参画委員会	
16	人権学習教具収録ビデオ 「いろいろな人権問題」同和問題(2)	津島市人権教育調査研究委員会	
17	よりぬき さんかくコラム	大口町人権教育研究委員会	H20
18	「じんけん」PDFファイル 障害者の人権啓発絵本「じんけん」	田原人権ファンクション委員会	
19	「ハンセン病と小笠原博士」	甚目寺町人権教育調査研究委員会	
20	「こんたのしっぽ」	豊田市子ども会議	
21	学校啓発プレゼンテーションソフト 「ハンセン病」	甚目寺町人権教育調査研究委員会	H21
22	「デートDV」啓発リーフレット、 冊子、DVD	大口町人権教育研究委員会	
23	外国人理解のための冊子 「世界の国からこんにちへ」	豊田市子ども会議	H21
24	障害者の人権啓発リーフレット 障害者のじんけん啓発絵本「じんけん 2」	田原人権ファンクション委員会	

平成22年度 愛知人権ファンクション委員会の取組

1	障害者の人権について啓発を図る活動の実施	愛西市人権紙芝居制作委員会
2	人権教育出前講座「思いやりの心」の実施	安城市教育委員会生涯学習課

平成23年度「命を大切にすると人権尊重社会づくり事業」作成教材

1	大型紙芝居「ぼく のれるよ！」	愛西市人権教育実行委員会
2	道徳資料「ザリガニとり」	半田市人権教育実行委員会
3	冊子「ひとりじゃないよ」	刈谷市「命・個を大切にすると人づくり」実行委員会
4	冊子「生きる」	田原人権ファンクション委員会

愛知人権教育推進のための調査研究委託事業（平成24年度～）

1	CD 「あなたもわたしも大切に ～ハッピーな関係ですか？～」	知多市デートDV防止啓発実行委員会	H24
2	人権教育講座 （「相手（ひと）を信じて、感じられる人になること」 「いのちの大切さを感じる」こと）	岡崎市人権教育実行委員会	
3	人権ふれあい紙芝居「もう、かみなりはおちません」	津島市人権ふれあい教室実行委員会	H25
4	人権川柳作品集	碧南市人権教育推進委員会	
5	考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心	東郷町人権教育推進委員会	H26
6	人形劇の視聴を通して 自分の存在価値と自己肯定感を考える ー創作人形劇「ぼくはこれが好き」の実践ー	豊川市人権推進実行委員会	
7	弱者を思いやる心を大切に	あま市人権教育実行委員会	H27
8	人権特別講座 認知症高齢者への接し方 認知症サポーターとしてできること	みよし市人権教育推進委員会	
9	温かな人間関係を育もうとする児童生徒の育成	岩倉市小中学校人権教育研究会	H28
10	「思いやり・共に生きる」を感じよう	西尾市人権教育推進委員会	
11	自分を大切に 他者を大切に ～「ロバの口バちゃん」の人形劇を通して～	大治町人権教育推進実行委員会	H29
12	人権意識を高める啓発活動の取り組み ー差別や偏見のない社会の実現を願ってー	田原人権ファンクション委員会	
13	「自他を大切にすると子どもの育成」 ー「地域の力」を取り入れた 自他を大切にすると心育てー	東海市人権教育推進実行委員会	H30
14	「人権…ぼくたち、わたしたち自身で考える」 ー人が人を思いやる 幸せのまち こうだー	幸田町人権教育推進実行委員会	
15	ライフステージと人権 ～高齢期を中心に～ ー認知症高齢者の人権擁護から 他者を思いやる心を育むー	弥富市人権教育推進実行委員会	R1
16	みんなちがって、みんないいまち 大家族たかはま	高浜市人権教育推進実行委員会	

17	「子がかすがい、子育てはかすがい」 ー人にやさしい春日井市の子育てー	春日井市人権教育推進実行委員会	R2
18	「先生に伝えたい LGBTを理解すること、 受け入れること の大切さ」	蒲郡市ダイバーシティ推進実行委員会	
19	「多文化共生社会をめざして」 ー外国人の方も安心して 暮らせるまちづくりのためにー	あま市人権教育実行委員会	R3
20	「人権尊重のまちを目指して」 ー市民一人ひとりの人権意識を より一層高めるためにー	知立市人権教育推進委員会	
21	被害者にも加害者にもなりえる！ ～インターネットによる人権侵害～	一宮市人権教育推進実行委員会	R4
22	「女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発活動の実施」 ～誰もが自分らしく楽しく暮らせる社会に向けて～	女性に対する暴力をなくす運動実行委員会 (豊田市)	
23	「心のふれあい紙芝居と音楽会の実施 ー教材の制作等及び実演ー	津島市人権教育実行委員会	R5
24	「SNS世代の青少年の非行防止と健全育成の 取り組み」	豊橋市人権教育推進実行委員会	
25	「人権かるた作成と人権かるた大会の実施 ー楽しみながら人権を学ぶー	安城市人権教育推進実行委員会	R6
26	「中高生に向けた人権講演会の実施」 ーこれって自分のこと？インターネット人権侵害ー	常滑市中高生人権教育実行委員会	

「人権教育に関する啓発イベントの実施について」

—楽しく人権まなブース—

1 はじめに

人権教育を推進するためには、教育現場での指導はもとより、家庭内での人権意識の醸成が不可欠であり、保護者の人権問題に対する理解を深めようとする姿勢が、子ども達の人を思いやり互いに尊重し合える関係づくりへの第一歩と考えられる。

一方で、スマートフォンやSNSの普及により、子ども達が様々な情報に触れる機会が増え、トラブルに巻き込まれることも不安視される中、家庭内でのコミュニケーションが減り、家族同士で人権に関する話題に触れることも少なくなっていることが考えられる。家庭内で人権問題に対する理解を深めることの契機とし、家庭での人権教育の推進を図るため、啓発活動イベントを行うこととした。

2 事業の経過

(1) 実行委員会の構成

教育委員会教育部生涯学習課	課長
教育委員会教育部生涯学習課	課長補佐
教育委員会教育部生涯学習課	主任主査
生活安全部 暮らし安心課	課長補佐
生活安全部 暮らし安心課	主事
人権擁護委員	11名

(2) 委員会の開催

- ア 第1回実行委員会 令和7年7月15日（火）
 - ・事業概要・計画について説明
 - ・今後の事業実施スケジュールについて説明
- イ 第2回実行委員会 令和7年9月16日（火）
 - ・事業内容の詳細及び当日の役割分担等について説明
- ウ 第3回実行委員会 令和7年12月1日（月）
 - ・事業の実施結果について説明

3 活動の実際

単独で啓発イベントを行うのではなく、本市で従来行っている集客力の高い親子向けのイベントに啓発ブースを出展し、楽しくクイズに答えながら人権について学んでもらい、啓発品を配布することで、家庭に帰ってからも人権に関する理解を深めてもらう。また、会場内に啓発DVDを放映したりポスターを掲示することで、クイズの待ち時間にも楽しんでもらえるよう工夫した。

(1) 概要

ア 日時 令和7年10月19日(日) 10:00～15:00

イ 場所 刈谷市産業振興センター 3階

ウ ブース名 「楽しく人権まなブース」

(ア) クイズ タブレットを使用し、4か所に分かれて実施。合計8問

(イ) DVD放映 「ズッコケ三人組のいじめをなくす作戦」

(ウ) 人権啓発ポスター展示



(2) 人権クイズについて

行政機関等が公開しているクイズを参考に、人権擁護委員の意見を踏まえ択一式の問題を作成した。また、クラウド上でクイズ結果を集計できる無料インターネットサービスを利用し、参加者にタブレットで回答してもらったあと、そのままタブレットでアンケートにも答えてもらう仕組みを構築した。

Q1 「人権」はだれが持っていますか？

- ①おとなだけ ②日本人だけ ③すべてのひと ④こどもだけ

Q2 つぎのうち、人権とは関係ないものはどれ？

- ①住むところがあること ②好きなことを話していいこと ③自分だけ特別になること

Q3 自分の意見を言うことは人権のひとつですが、正しいことは？

- ①自分の言いたいことなら、何を言ってもいい ②話を聞いてほしいので大声でどなる
③相手を傷つけないようにしたり、周りの人の気持ちや考えを大切にする

Q4 (○×問題) 外国人がきみの学校に転校してきたよ。ひとりぼっちでいたけど、誰もその子に話しかけずにいたよ。

Q5 学校でいじめられている友達があります。きみがすべきことはどれ？

- ①まわりの誰かに相談する ②見て見ないふりをする ③一緒にいじめる

Q6 (○×問題) 友達と遊んでいる動画を友達にだまって勝手にYouTubeにのせたよ。

Q7 クラスの男の子がかわいいピンクの服を着て学校に来ました。あなたはと思う？

- ①男の子はやっぱり青色の服がいいよ！ ②みんな好きな色の服をきれいだと思うよ。
③〇〇君ならカッコいいからいいけど、△△君だとへん！

Q8 子どもたちが安心して平等に学んだり遊んだりできるようになるために、大人がすべきことは何でしょう？

- ①子どものまえて、ほかの人をばかにしたり差別したりしないこと ②いじめをなくすために話し合うこと ③子どもの声を真剣に聞くこと ④上の選択肢すべて

【実際のクイズ画面】



（３）啓発ポスター・DVDについて

愛知県人権推進課及びあいち人権センターから借用

【啓発ポスター】



【DVD】



（４）配付ノベルティについて

- ア 子ども向け啓発リーフレット「きつとなくすことができるはず」
- イ 文房具セット
- ウ ポケットティッシュ
- エ 手提げ型クリアファイル



(5) 実施結果について

- ア 来場者数 約 5 5 0 人
- イ クイズ参加者 1 8 0 組
- ウ アンケート回答数 1 5 9 組
- エ アンケートでの主な感想、意見

(ア) 初めて知ったこと

- ・人権という言葉、人権はみんなにあるということ
- ・男の子だから、女の子だからと決めるのはよくないこと
- ・大人だけの問題ではない

(イ) 気をつけようと思ったこと

- ・友達を助けてあげよう
- ・外国の友達がきたら話しかけよう
- ・決めつけはよくない

(ウ) 家族と話しあってみたいと思ったこと（複数回答選択式）

- ・いじめがあったらどうしたらいいか 7 5 件
- ・クラスの外国人のこと 2 9 件
- ・みんなの写真をかってに送ったりすること 3 0 件
- ・好きなものや色は、みんな違うということ 5 5 件
- ・子どもの人権 4 9 件



4 成果と今後の課題

今回の啓発活動での狙いは、クイズに正解することが目的ではなく、クイズを通して家族や友達同士でいじめや決めつけなどについて考えてもらうこととしていたが、当日友達同士で話しあったり、子どもが学校でのエピソードを保護者に話したりする様子が見られ、一定の成果はあったと考えられる。また、クイズが終わった後、啓発品を渡す際にリーフレットの内容を紹介し、家でも見てもらって話し合ってもらうことを提案して、一過性のものにしないよう努めた。

一方で、クイズやアンケートの内容をもう少し熟慮することで、クイズ結果の分析やアンケートの集計を通して子ども達の関心の高い項目や、注力すべき人権課題を洗い出すことができたのではと感じた。

今後の課題として、今回作成したクイズについて、教育現場など活用できる可能性があるため、要望があれば現場に沿ったカスタマイズができるようノウハウを共有できるよう準備していきたい。

「その人らしく生きられる社会へ」

—人権の理解を深め、偏見や差別の解消を目指して—

1 はじめに

近年の人権問題は多岐にわたり、全ての人権に精通している人は限られることから、町民に人権についての理解を深める機会を作り、各々の人権意識の向上を図る必要があると考え、事業を実施した。特に新しい人権についての理解が必ずしも十分とは言えない現状にあたり、蟹江町は性的少数者の人権やインターネットの人権侵害について優先的に行い、講演会や小中学校の人権啓発授業として実施した。

2 事業の経過

(1) 実行委員会の構成

蟹江町教育委員会生涯学習課 課長
蟹江町教育委員会教育課 主幹
蟹江町民生部介護福祉課 課長補佐
人権擁護委員 2名
蟹江町立蟹江北中学校教員
蟹江町教育委員会生涯学習課 主事

(2) 実行委員会の開催

- ① 7月23日 第1回実行委員会 内容：事業趣旨説明、事業内容説明
- ② 10月15日 第2回実行委員会 内容：テーマ決定、事業詳細説明、アンケート内容説明
- ③ 2月18日 第3回実行委員会 内容：アンケート結果説明、活動報告書説明

3 活動の実際

(1) 人権講演会及び人権啓発ポスター掲示

開催日：令和7年11月8日（土）・9日（日）
会 場：蟹江中央公民館・蟹江町体育館
対 象：町民

蟹江町では今年度、新事業として生涯学習フェスティバルを開催した。本事業の中では、町民が人権について知る機会を作るため、講演会と人権啓発ポスターの掲示、啓発グッズの配布を行った。また、人権ポスターを見た来館者にアンケートを実施して人権の関心度等を調査した。

講演会は2日間行い、11月8日はシンガーソングライターの若渚様に「障害を持った自分を好きになる」という演題でお話していただいた。若渚様は、先天性の視覚障害により生まれたときから全盲であるが、音楽活動を始め、書道やハーフマラソン等に挑戦するなど、様々な経験をすることで幅広い知見を得ることができたことから、障害があっても広い可能性があることを来場者に伝えていた。

また、11月9日には一般社団法人日本LGBT協会代表理事の清水ひろと様に「公平社会とマイノリティ～LGBTQについて～」という演題でお話ししていただいた。清水様は、性同一性障害と診断され、手術後に氏名・性別の戸籍変更を行ったため、自身の経験や体験をもとに、性的少数者の人権についてや、LGBTQの言葉の意味、幼少期からの性別の違和感や誰かに打ち明けるときの不安な気持ちなどを来場者に伝えていた。



【若渚様の講演会資料】



【清水様の講演会の様子】

人権啓発ポスターの掲示では、様々な人権についての理解を深めてもらうために、女性の人権や障害者の人権、部落差別、外国人の人権、インターネットの人権侵害、性的少数者の人権のポスターと、各人権課題の説明文を掲示し、それを見た来場者にアンケートの回答をしていただいた。アンケートは、来場者へ負担なく回答していただくために、該当部分にシールを貼って回答していただく形式にした。アンケートでは、「人権啓発ポスターを見てもっと知りたいと思った人権問題がありますか」という設問に対して、インターネットの人権侵害が27%、障害者の人権が27%、女性の人権が12%、外国人の人権が10%、性的少数者の人権が10%、部落差別が9%、なしが5%という結果となった。

また、啓発グッズとしてウェットティッシュとクリアファイル、人権啓発冊子を配布した。ウェットティッシュには、実行委員会にて決定した人権のテーマ「その人らしく生きられる社会へ」を記載したチラシを作成して袋に入れて配布した。クリアファイルは、人権のテーマに加え、人権の概要と各人権課題を取り上げて作成した。



【アンケートに回答している様子】



【啓発グッズの配布】

(2) 小中学校の人権啓発授業

開催日：令和7年12月5日（金）

会 場：須西小学校・蟹江北中学校

対 象：小学6年生・中学1年生

青少年のスマートフォンの所有率は、年々増加しており、それに比例してトラブルに巻き込まれる児童生徒が後を絶たない。インターネットを使用し、意図せずに被害者及び加害者になることを防ぐために、インターネットの人権侵害について学んでもらう機会を設けた。対象は、スマートフォンを持ち始めることが多い小学6年生と中学1年生で、講師として愛知県警察をお招きした。

授業内容は、児童生徒がサポセン救援隊員となり、インターネットの利用状況やSNSを起因として発生するトラブルの事例とトラブルから身を守る方法が学べるものであった。小学生には、スマートフォンを利用する上で気をつけることや、オンラインゲーム上で知り合った人とのトラブル、友人の写真を勝手にSNSに投稿することで起きるトラブルを説明していただいた。中学生には、SNS上で不適切な写真の投稿や、有名人に対する誹謗中傷を行った際に起きる刑事上・民事上の責任について、他人の裸の写真を拡散することで起きるトラブル、知らない人とのメッセージのやり取りをしていると起きる被害について説明していただいた。児童生徒は、各事例に基づいてどこがトラブルの元なのかを話し合い、トラブルを未然に防ぐために何をしたらよいかを考えるグループワークを行った。

授業後に配布したアンケートに、「授業を受けて、よりインターネットの人権侵害について理解が深まった」と回答した児童生徒が約97%だった。また、授業の感想として「インターネットは便利な面もあるが、『言葉の暴力』が起こりうる場所でもあることが分かった。気を付けていきたい。」などの記載があった。



【須西小学校の授業の様子】



【蟹江北中学校の授業の様子】

(3) はたちの集いのアンケート調査

開催日：令和8年1月11日（日）

会 場：蟹江中央公民館

対 象：はたちの集いの参加者（約330名）

未来を担う若い世代を対象に人権の関心度等を調査するため、はたちの集いの参加者にアンケートを実施した。アンケートの回答者数は、約140名で参加者の約半数に回答していただいた。

アンケート結果は、以下のとおりとなった。

Q. 日頃から興味・関心を持っている人権問題は何ですか。

A. なし 24% 障害者の人権 17% 外国人の人権 16% 女性の人権 15%
インターネットの人権侵害 15% 性的少数者の人権 9% 部落差別 3%
その他（子どもの人権） 1%

上記の選択となった理由として、なしと回答した人は「この質問を投げかけられるまで、あまり興味関心を持っていなかった」、障害者の人権と回答した人は「障害には目に見えない心の病気も含まれているが、世間の認識が目に見えているものだけでしか判断できない現状がまだまだあるから」などの記載があった。

Q. 今後改善されていくべきだと思う人権問題は何ですか。

A. インターネットの人権侵害 20% 障害者の人権 18% 女性の人権 15%
なし 15% 外国人の人権 13% 性的少数者の人権 12% 部落差別 6%
その他（年齢差別） 1%

選択理由として、インターネットの人権侵害と回答した人は「インターネット上の人権侵害や誹謗中傷について具体的な法整備が進み、SNS上の差別的投稿が減ってほしいから」、障害者の人権と回答した人は「障害のあるなしに関わらず、だれでも社会生活をおくれるような環境・地域づくりを促進すべきだと思うから」などの記載があった。

また、啓発グッズとしてチラシとウェットティッシュを配布し、参加者が啓発グッズを使用することで人権について考え、日常の中で思い出すきっかけとなるようにした。

4 成果と今後の課題

当事業の成果として、講演会や人権啓発ポスター掲示、啓発グッズの配布を行うことで、町民が人権について知る機会を作り、人権を考えるきっかけとなった。

人権講演会のアンケートに「障害があってもどんな人も何かに挑戦するときは無限の力があると思いました。」「私の周りにも悩んでいる人がいるのに何もしてあげなくて後悔しているので、とてもいい機会になりました。」などと記載されていたので、来場者にとって人権に意識を向ける講演会になったのではないと思われる。また、小中学校の人権啓発授業では、SNS上のトラブルについて学ぶことで、インターネット上で発生する人権侵害について理解を深める機会になった。自身には関係ないと思っている児童生徒も、今回の授業でインターネットの使い方や危険性を理解することができたのではないと思われる。はたちの集いの参加者へのアンケートでは、参加者の約半数から回答があり、想定よりも多くの人に人権について考えていただけた。また、若い世代の本音を知ることができたので、次の事業につなげていけるよう努めていきたい。

また、人権啓発ポスターを見た人のアンケート結果にて「もっと知りたいと思った人権問題」の設問に対して「インターネットの人権侵害」との回答が多く、身近に感じる人権問題であるため、この結果になったと考えられる。そこで、今後の課題として、インターネットの人権侵害についての事業や啓発等により、さらに町民の関心を高めていきたい。すでにインターネットの人権侵害をテーマに授業を行った小中学校では、他の人権課題にも興味を持ってもらう機会を作り、子どもたちの人権意識を向上していけるよう取り組んでいきたい。さらに、はたちの集いの参加者のアンケートにて「日頃から興味関心を持っている人権問題」の設問に対して「部落差別」や「性的少数者の人権」の回答が少なかったため、今後は重点的に周知・啓発を行うことで、理解と関心の向上につながるよう取り組んでいきたい。

＜第3部＞ 令和7年度 市町村における人権教育・啓発に関する主な実践事業

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
1	瀬戸	NIHONGO スピーチコンテスト	・日本に住む外国人が日頃の思いや考えを日本語で発表する。外国人も日本人も互いに理解し、異文化を尊重し合って快適な生活をするためのきっかけ作りの場とする。	市内在住・在勤、在学 の外国人、市内日本語教室の受講者、 瀬戸市に興味を持つ 愛知県下の留学生
2	尾張旭	今日的課題に関する研修	・教職員として、ヤングケアラー問題に関わる児童生徒についての理解を深め、教育分野と福祉分野の課題の共有と解決に向けた方策を学び、未然防止を図る。	教職員及び関係各課
3	豊明	啓発活動	・会場内で人権擁護委員による啓発ブース（缶バッジ釣り、人権クイズ、啓発用品配布、パネル展示、人権イメージキャラクターとのふれあい）。	豊明秋まつり来場者
4	日進	にっしんわいわいフェスティバル	・日進市でSDGsの活動をする市民活動団体、大学、高校、企業、行政などの団体がパネル展示、ブース出展やワークショップなどの様々な企画を実施し人権教育を含めたSDGsを推進する。 ・市企画人権啓発のパネル展示と人権クイズを実施。	一般市民、市民活動 団体、大学、高校、 企業、行政
5	東郷	東郷町子ども条例の周知啓発に係る講義	・東郷町子ども条例に関する資料を参考に、子どもの権利に対する認識と考察を深める。	各小学校に在籍している 小学2年生、5年生、 中学2年生の児童
6	長久手	男女共同参画連携事業 「一龍斎貞鏡独演会」	・女性講師として活躍中の一龍斎貞鏡が、5人の子を育てながら古典芸能の世界に挑戦する姿を、講談と講演を交えてお届けします。	一般市民
7	春日井	障がい者週間に伴う啓発事業	・障がい者団体等作品展（障がい者団体等に属する障がい者が制作した作品の展示）。 ・障がいに関するマークのパネル展示／「わかるかな!？」（マークに関するクイズ形式の体感型パネル展示）。 ・愛知県立春日井高等特別支援学校の生徒によるハンドベルの演奏。	一般市民
8	小牧	職員研修事業	・障害者差別解消法について学ぶ研修。 ・障害者差別解消法について。 ・どのような対応が求められるか。	市職員
9	北名古屋	人権週間啓発活動	・市民に人権問題への関心を喚起し人権尊重の意識を日常生活の中に広く浸透させることを目的とする。 ・啓発物品としては「カイロ」を配布し「誰かのことじゃない」というステッカーを貼付している。	一般市民
10	清須	男女共同参画講演会	・男女共同参画の考え方を市民に周知するとともに固定的な性別役割分担意識の解消をめざす。 ・講演会「これって、ただの思い込み？アンコンシャス・バイアスに気づきましょう」講師 吉田 あけみ 氏	市内在住・在勤者
11	豊山	人権週間事業	・人権擁護委員による人権に関する授業、校長からの講話、DVDの視聴、人権のポスター、標語、習字を募集した。校内放送で呼び掛けを行った。	全小中学生
12	一宮	児童虐待防止推進啓発	・市広報に啓発記事を掲載。 ・一宮駅コンコースにおいて街頭啓発活動を実施。 ・本庁舎内モニターにて啓発画像等を放映。 ・市内施設へ、啓発ポスター・のぼりを配付し、設置を依頼。 ・本庁舎駐車場へ懸垂幕を設置、駅ビルへ横断幕を設置。 ・子ども家庭部職員に、啓発用名札の着用を依頼。	一般市民
13	稲沢	日本語講座	・外国人に市民との円滑なコミュニケーションを促進し、充実した日常生活を支援。 ・初心、初級者クラスは講師が教室形式で指導、中・上級者クラスはボランティアが少人数グループ形式で指導。	市内在住・在勤の16歳以上の外国人 （初心・初級クラス15人 中・上級者クラス25人）
14	犬山	人権の花運動	・花の苗や種を児童が協力して育てることによって、生命の尊さを実感する中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得する。	市内児童
15	江南	人権教室	・啓発ビデオ・絵本・クイズ・講話などをとおして、子どもたちに分かりやすく思いやりの大切さを伝え、人権への理解を深め、豊かな人権感覚を身につける機会とする。	小中学校、保育園の 児童・生徒、園児
16	岩倉	令和7年度岩倉市人権研修会	「被爆者と家族の人権問題」 毎年テーマを決めてその専門家を講師に迎え、それぞれのテーマに潜む人権問題について考える。中でも、今年は、戦後80年にあたることから、戦争がもたらす人権問題を改めて考える機会として、研修を実施した。	一般市民・市職員・ 人権擁護委員等
17	大口	小学校人権教室	・日常で起こる学校生活での出来事を題材にして、寸劇を行い子供たちに人権について考えてもらう機会とした。	小学校4年生
18	扶桑	「種をまこう」の回覧	・人権擁護委員創作の5編、全国中学生人権作文コンテストから入賞作品5編が編纂された「種をまこう いっしょに読んで考えよう 人権って何だろう」の冊子を回覧し、朝学の時間を使って全学級1回読書の時間を設けた。	中学校生徒
19	津島	人権教育研究事業	・人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開し、人権感覚を養う人権教育を学校で進める。 ・小学校6年生及び中学校社会科での人権教育年間指導計画の作成。 ・児童会・生徒会活動や異校種交流での、相手を思いやりたり声掛け等による新しい人間関係の構築。	小中学校教職員及び 児童生徒

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
20	愛西	オレンジリボン活動	・本校の特色ある生徒会活動の一つが、いじめを「しない・させない・ゆるさない」を合言葉とする「オレンジリボン活動」である。この活動について、全校生徒で再確認をする。	中学生
21	弥富	人権週間に係る街頭啓発活動	・市人権擁護委員とともに広報音声流しながらの市内巡回啓発を行う。また、保育所での啓発品配布を行い、人権尊重の理念の普及啓発を目指す。	一般市民（巡回啓発） 保育園児及び保護者
22	あま	あま市人権講演会	・講師 にしゃんた氏 （羽衣国際大学教授・タレント・ダイバーシティスピーカー） 講演「ちがいを楽しみ、力にかえよう」 ・人権作文発表（基目寺中学校・基目寺南中学校代表生徒）。	一般市民
23	大治	人権について考える道徳の授業	・各学年の発達段階に応じて、友達との関わり方に関するスキルトレーニングを行う。 ・思いやりや権利、ジェンダーやマイノリティーに関する内容について、道徳の授業を活用して考えさせる。	小学生児童・職員等
24	蟹江	生涯学習フェスティバル	・展示ブースにて、人権啓発ポスターを掲示し、それを見た来場者には人権問題についてのアンケートへ回答してもらう。 ・啓発物の配布（クリアファイル・ウェットティッシュ・啓発冊子）。 ・障害者及び性的少数者についての講演会を行う。 演題「障害を持った自分を好きになる」 講師若渚氏（シンガーソングライター） 演題「公正社会とマイノリティー～LGBTQについて～」 講師 清水ひろと氏（一般社団法人日本LGBT協会代表理事）	一般町民
25	飛鳥	人権教室	・「人権とは何か」互いの違いを認め合うことの大切さについて学ぶ。	小学生児童・職員等
26	半田	高齢者・障がい者虐待防止講演会	高齢者・障がい者虐待防止について、早期発見及び早期対応の重要性を知ってもらい地域からの相談・通報の促進を図る。また、成年後見制度の紹介を行い、高齢者・障がい者の権利擁護についての理解を促進する。	一般市民
27	常滑	『性の多様性』職員研修（教職員向け）	・当事者の話を聞き、理解を深める。（講師）ASTA複数名	教職員
28	東海	中学生一日人権擁護委員委嘱式	・対象中学校の代表生徒に対し、一日人権擁護委員を委嘱。	中学校生徒
29	大府	セルフディフェンス講座	・小中学校で実施されているセルフディフェンス講座（不審者やいじめ、SNSなどから自分を守る方法を学ぶ講座）へ参加し、冒頭で人権擁護委員の活動内容やSOSミニレター、LINE人権相談などの紹介をしている。	小学4年生及び中学1年生 全児童生徒
30	知多	多言語生活オリエンテーション	・日本での日常生活を送るのに役立つルールや情報を直接多言語で提供し、地域社会への理解を促進するとともに、外国人の方々の市政への要望等を聞く機会とする。 ・学用品譲渡会を開催し必要な学用品を提供する。	市内在住外国人市民
31	阿久比	男女共同参画講演会	・映画を見ながら考える男女共同参画。 映画「かもめ食堂」の上映を通して、男女共同参画や女性活躍について学ぶ。	一般町民
32	東浦	人権啓発運動	・産業まつりにおいて、紙芝居や人権作品の展示及び啓発物品の配布を通して、人権について考える機会を作る。	一般市民
33	南知多	子ども人権教室	・「いいとこみつけ」をテーマとしたワークショップによる人権教室。	小学生児童
34	美浜	男女共同参画啓発 パネル展	・男女共同参画週間にあわせ、（公財）あいち男女共同参画財団作成の啓発パネル約7枚を掲示し、啓発を行った。題名「男女共同参画のキホン 移り行く男女の意識編」。	一般市民
35	武豊	令和7年度武豊町青少年健全育成推進町民大会・第75回社会を明るくする運動推進大会	・講演会「みんなで育てる、未来の笑顔 ～こどもや子育てをしている人たちのために今できること～」講師 高島 大 氏（作家・人間関係トレーナー） こどもの権利条約を交えて周りの人を笑顔にするためにできることについて講演。	一般町民
36	岡崎	男女共同参画推進のための職員研修	・市職員の多様な性についての理解促進を図るため、多様な性に関する基礎知識やSOGIハラスメントなどを学ぶ研修。 講師 株式会社アウト・ジャパン 屋成 和昭 氏	市職員
37	碧南	男女共同参画フォーラム	・能登半島地震体験者に学ぶ避難所運営～男女共同参画の視点から～ CBCテレビアナウンサーの小高直子氏を司会に、能登半島地震の発災時、穴水中学校で避難所運営責任者をされた女性防災士の橋詰里美氏を講師に迎え、男女共同参画の視点からみた避難所運営について考える講演会を開催予定。	一般市民

No.	市町村名	活動・事業名	内容	対象者
38	刈谷	ミライ刈谷2025	「かけがえのない“わたし”を生きる」ことができる社会の実現に向けて、さまざまな情報発信や学習の場を提供する。 ・トークショー「夢をつかむ～わたしの未来はわたしがつくる～」 ゲスト：登坂絵莉氏（元女子レスリング日本代表）。 ・かりや映画祭「お終活 熱春！人生、百年時代の過ごし方」上映。 ・講座（キャリア・いのちの授業などをテーマに対面講座4講座）。	一般市民
39	豊田	子どもの権利学習プログラムの推進	令和5年度から権利啓発授業を権利学習プログラムに統合して、子どもの権利を軸に、子どもの権利について正しく理解するための学習プログラムを実施。 ・児童生徒向け授業（全ての学校の対象学年（小1、3、5、中2）で実施し、小5、中2は動画教材を使用するとともに、小5の該当校は特別授業を実施） ・教職員向け研修（全教職員を対象に動画研修を実施。該当校は子どもの権利擁護委員による対面講義を実施）。 ・保護者、地域向け研修（6年かけて28の中学校ブロックごとに子どもの権利擁護委員による研修を実施）。 ・幼児向け研修（市内のこども園、幼稚園に教材を配布し、年長クラスで実施）。	幼児、児童、生徒、保護者、教員、一般市民
40	安城	多文化共生・やさしい日本語研修	・安城市における外国人の状況、外部講師による「やさしい日本語」講座及び外国人住民とのグループワーク。	安城市職員
41	西尾	市長1日人権擁護委員委嘱街頭啓発	・人権週間に、市長が「1日人権擁護委員」として委嘱され、西尾人権擁護委員協議会の人権擁護委員と一緒に街頭啓発活動に参加し、地域住民に啓発を促す。	一般市民
42	知立	夏期研修会研修講座	・性暴力の現状について理解を深め、現場の教員の意識改革を目指す。SNSについても取り上げ、現代の子どもたちへの適切なアプローチを身につける。 ・講座「性暴力のない学校をつくる～子どもたちを被害者にも加害者にも傍観者にもしないために～」 講師 中谷 奈央子 氏（思春期保健相談士）	市内教職員
43	高浜	情報モラル講演会	スマートフォン等でインターネットを活用する際に起こる、人権侵害の問題を学び、日々進歩していくネット社会において自他共によりよい生活を送るために必要なことについて考える。講師：上水流 信秀氏（情報モラル教育研究所代表）。	中学生
44	みよし	LGBT基礎講座	・LGBTQ+に関する基礎知識。 ・LGBTQ+の当事者や家族によるライフストーリー。 ・質問を集めて行うトークセッション。 講師 NPO法人ASTA	市職員・高校性・一般市民
45	幸田	子どもと大人の合同ワークショップ	・子どもと大人がそれぞれの立場で「幸田町こどもの権利に関する条例」について考え、一緒に話し合うことにより、子どもの権利について理解を深める。	小学校児童、子ども施策推進委員、子どもの権利擁護委員
46	豊橋	オレンジリボン啓発事業（児童虐待防止講演会）	・11月を児童虐待防止推進月間として位置付け、児童虐待や子育てに関する講演会を開催。 ・予防医療研究所磯村毅氏を講師に招き、「どう守る？デジタルネイティブの子どもたちの脳 -小さい時が勝負 早ければ早いほどよい-」について講話いただいた。	市民全般・関係機関
47	豊川	人権・男女共同参画講演会	・著名人による人権尊重の普及に関する講演。 ・内容 「ちがいを」持つ人々との豊かな出会いに向けて ・講師 ロバート キャンベル氏 ・人権啓発用印刷物及び人権啓発物品を配布。	一般市民
48	蒲郡	出前講座（インターネットの危険から子どもを守ろう）	学校行事を撮影した動画をSNSに投稿することの危険性を中心に、SNSやインターネットの特徴を説明。コドモモ（愛知県警・藤田医科大学等が開発した自撮り画像被害防止アプリ）の紹介。	保護者、教職員
49	田原	田原市SDGsフェスタ2025(第17回男女共同参画フェスティバル)	・田原市男女共同参画推進プランⅡの目標都市イメージ「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」の実現に向け、男女共同参画意識啓発のため開催していた「男女共同参画フェスティバル」の内容を拡充して開催。男女共同参画だけでなく、企業・団体によりエコ等の取組の啓発も行い、SDGs全体を学べるものとした。 ・ワークショップ「シールで投票！避難所の過ごし方」。 ・市民活動団体、企業、市内高校によるワークショップ、バザー等。 ・令和5年度男女共同参画啓発作文、令和6年度男女共同参画のキャッチコピーの入選作品を展示、映画「あまろっく」上映 等。	一般市民
50	新城	愛知県男女共同参画啓発月間事業	・新城図書館においてはウィルあいち情報ライブラリー男女共同参画啓発パネル（男女共同参画のキホン防災編）及び男女共同参画に関する図書と一緒に展示。 ・広報ほのかに市内で活動しているしんしろ男女共同参画フォーラム実行委員会についての記事を掲載した。	一般市民
51	設楽	人権教室	・紙芝居、DVD等を活用して、相手を思いやる大切さなどを学習した。	町内小学生
52	東栄	文化講演会（人権啓発活動地方委託事業）	・日本初義手の看護師。 ・北京、ロンドンパラリンピック競泳日本代表 講演テーマ「あきらめない心」講師：伊藤 真波	一般町民
53	豊根	人権教室	・人権擁護委員による「いじめ」に関しての講話。	中学生

2025（令和7）年度

人権に関する学習をすすめるために

2026（令和8年）3月発行

〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6780（ダイヤルイン）
ファックス 052-954-6962

愛知県教育委員会あいちの学び推進課
愛知人権ファンクション委員会

